

## 平成28年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月2日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃  
総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美  
町民課長 青井義和 建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸  
観光課長 今井一行 会計管理者 市川正彦 教育次長 荻原邦久  
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明  
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

1番 今井 英昭  
2番 森澤 文王

散会 午後3時27分

(午前10時00分 開会)

**議長（土屋春江君）** おはようございます。春の息吹が感じられるころとなりました。昨日は、蓼科高校卒業授与式が挙行されまして、93名の生徒の皆さんが将来への思いを胸に、卒業されていきました。

さて、本日から3月定例会が始まりますが、本定例会は予算議会と言われております。議員各位には会期期間中、十分な審議を尽くしますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日の議会において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨拶の撮影、広報たてしなの取材撮影をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回立科町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は理事者、農業委員会長、関係課長です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（土屋春江君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、1番議員、今井英昭君、2番議員、森澤文王君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

**議長（土屋春江君）** 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については議会運営委員長より報告願います。両角正芳議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

**5番（両角正芳君）** おはようございます。議会運営委員長の両角です。会期の検討結果について、ご報告いたします。

会期につきましては、2月16日議会運営委員会を開催し、平成28年第1回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される条例制定並びに新年度予算など、重要案件が上程されていることに鑑み、会期は本日から3月15日までの14日間とすることが適当との結論に達しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

**議長（土屋春江君）** お諮りします。ただいまの報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月15日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月15日までの14日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。遠山事務局長。

**議会事務局長（遠山一郎君）** それでは、本定例会の会期日程について、説明申し上げます。

本日は、会期の決定、町長召集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。

本会議終了後、予算特別委員会、終了後、議会だより編集委員会を開催します。

2日目、3日は午前10時に開会し、引き続き提案説明を行います。

本会議終了後、全員協議会を開催します。

3日目、4日は午前10時に開会し、議案の質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会・特別委員会に付託を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催します。

4日目、5日、5日目、6日は休会です。

6日目、7日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

7日目、8日は午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

8日目、9日は午前9時から総務経済常任委員会及び社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査等を行います。

9日目、10日は午前9時から予算特別委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

10日目、11日は前日に引き続き午前9時から予算特別委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

11日目、12日、12日目、13日は休会です。

13日目、14日は予備日とします。

14日目、15日は午前1時30分に開会し、委員長報告・質疑・討論・議案の採決などを行い、閉会とします。

以上です。

### ◎日程第3 町長召集のあいさつ

**議長（土屋春江君）** 日程第3 町長召集の挨拶。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** おはようございます。本日ここに平成28年第1回立科町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用なところ、ご出席をたまわり、厚く御礼申し上げます。

今年も早いもので3月となり、寒い冬をへて野山に草がもえ出て、明るい春の訪れ

と寒い冬を絶えた生命力が感じられ、大地の息吹が漂う季節を迎えようとしています。

阪神淡路大震災より20年、そして東日本大震災から間もなく5年が経過しようとしております。私たちは、この2つの大災害から学んだことを忘れることなく、次世代に引き継いでいく責任があります。災害が少ない立科町と言われておりますが、行政も町民皆様も防災訓練などを通じ、防災意識を高め、震災のことを風化させないことも必要だと感じています。依然、大きな傷跡が残る東日本大震災の被災地では、これまで特例的な制度や財政支援がされてきている中、復旧・復興に向けて懸命な取り組みがされていますが、いまだにふるさとで生活できない大勢の方々が避難生活を余儀なくされており、一刻も早い復旧・復興を切に願うものです。

また、2月に軽井沢町で発生したスキーバスの事故では、多くの未来ある若者が犠牲となりました。ご家族の気持ちを思うと胸が痛みます。心から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りしたいと思います。今後、このような悲惨な事故が二度と起きないことを願ってやみません。

さて、我が国は、人口の大変動期を迎え、人口減少・地域多様化時代の到来により、このままの状況で推移していくことにより、多くの地方は衰退もしくは消滅しかねないことも推測されていることから、それぞれの市町村が自分たちの町づくりに責任を持ち、未来につなげていけるような取り組みが必要となってきています。先ごろ、5年ごとに行われる国勢調査の速報値が公表されましたが、日本の総人口は前回調査から約94万7,000人が減り、国勢調査で総人口が減ったのは調査開始以来初めてであり、人口減少の深刻さが改めて浮き彫りになる一方で、東京圏の人口は約51万人増え、東京一極集中が続いている結果となっております。

こうした状況を地方創生の実現によって克服すべく、国と地方が一体となって取り組んでいることは周知のことです。

立科町の町づくり60年は、時代、時代の課題や住民ニーズに即した事業に取り組みられ、着実に住民福祉の向上に勤められてきたことは、郷土の先人の英知とたゆまぬ努力が代々大切に引き継がれてきたからこそだと認識しております。

昨年は、地方創生元年と言われ、当町においても町の将来像「澄んだ空！澄んだ水！住みよき町に笑顔が弾む！人と自然が輝く町」実現のため第5次立科町振興計画を基本に策定した、立科町人口ビジョン及び立科町総合戦略に基づき、急速に進む人口減少への危機感と地方創生への強い意志を持って、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、オール立科で積極的に取り組んでまいり所存であります。

これまで積み重ねられてきた歩みをどのように生かしていくのか。また、そのことを新たな発想とどのように融合させていくのか、先人たちのふるさとを思う気持ちを未来につなげていくために、これからの町づくりにチャレンジしていきます。

今定例会に提案をさせていただきました平成28年度予算案につきましては、私としては初めての予算編成でありました。

平成27年度については、既に編成がされていた予算を継承することにより、粛々と町政運営に努めたところではございますが、この10カ月間で私が感じたことについて申し上げさせていただきます。

自立を選択した当時、都市部では見られない価値観の高い温かさ・明るさ・豊かさを持つ地域づくりを行うとともに、自然が美しい、そこに住む人々が生き生きとして生活している。立科町らしい小回りのきく身の丈の合った行政を目指すためには、発想を転換し、新しい価値観を持ち、自由に意見を交換し、アイデアを出し合える町づくり、町民と行政がよきパートナーとして、ともに町づくりを築いていく協働の町づくりが掲げられ、また、第4次長期振興計画により、子育て支援・教育・高齢者福祉などの充実を図るため、さまざまな施策が展開されてきました。しかし、人口減少への抑制はできず、このままでは地域交流の維持や町政運営にも大きな影響を及ぼす可能性が考えられます。

今一度、自立を選択したときに掲げた協働の町づくりについて、改めて見つめ直すことが必要ではないかと考えるようになりました。自助とは自分でできることは自分で行う、共助とは地域や隣近所で互いに支え合う、公助とは行政でなければ行えないことは行政がしっかりと行う。住むことに幸せや喜びが感じられるふるさと立科を築いていくために心に強く思い、町政運営に邁進する所存であります。

「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に成功なし。ゆえに、夢なき者に成功はなし」と吉田松陰の名言があります。自立を選択し10年の節目を迎え、新たな一步を踏み出しました。町民皆様の知恵や力をいただきながら、多くの先人たちの想いを継承し、さらなる輝きを目指して、ともに歩みを続けていきましょう。

さて、町の財政は、立科町人口ビジョンの推計からもわかりますように、少子高齢化と生産年齢人口の大幅な減少により、主要自主財源である町税に与える影響が懸念され、さらに国勢調査の結果により、地方交付税算定の基礎となる人口が減少することとなり、依存財源の減収が懸念される場所でもあります。歳出においては、高齢者人口の増加に伴う社会保障関係経費、老朽化に伴う公共施設の維持管理経費等が年々増加することが見込まれ、厳しい財政状況にあると考えております。

新年度予算編成においては、中・長期的な視野を持ち、国の財政運営及び地方財政対策等の動向を踏まえ、立科町総合戦略の歩みを確実に進めるとともに、町には何が必要なのか。町民の皆さんが今、何を求めているのかを考え、事業の必要性や効果、改廃の十分な検討を行い、健全な財政運営に努めていくこと。また、人口減少を踏まえ、子育てしやすい町づくり、定住・移住したくなる町づくりを重点に、組織全体で知恵と総意を結集し、町民皆様が幸せを感じ、地域が活気づく施策の創出について指示いたしました。

少子高齢化の進展への的確な対応により、人口減少の抑制を図り、将来にわたって活気ある地域社会を創造できる町づくりに向けて、2点の重点施策、子育てしやすい

町づくり、定住・移住したくなる町づくりを掲げました。

まず、子育てしやすい町づくり。このことは、地域で暮らす若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえられることに対して、既存施策はもとより、新たな施策の計画により、子育て支援の充実を図り、地域で安心して子供を生み、育てられる環境を整えていきたいという思いから、重点施策として掲げたものであります。

新施策として、18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降のお子さんの保育料については、保育料無料を行い、また、猛暑による熱中症対策として保育園の冷房設備の設置を計画しました。

なお、多くの子育て・共働き世帯の皆様にご利用いただいております児童館では、厚生員を1名増員するとともに、時間外利用者の負担金を無料化し、子育て・共働き世帯の支援を行い、児童館事業の充実も図ってまいります。

続きまして、福祉医療給付事業の支給拡大ということで、新たに妊産婦に対する医療費助成を行います。地域で安心して子供を生めるよう、応援していくものであります。

次に、定住・移住したくなる町づくりですが、このことは、地方への新しい人の流れをつくる、このことを踏まえ、既存施策の充実のみならず、新たな施策の創出により、1人でも多くの方に立科町の魅力を知ってもらう、感じてもらう、そして触れてもらうことにより、定住・移住を推進していくために、地域おこし協力隊員2名の採用を計画しており、移住や農業の活性化を目指した取り組みを新たな視点から進めていきたいと考えております。

また、定住・移住を促進するため、若者世代や子育て世代が町内に住宅を新築した場合に50万円の助成を行い、さらに移住のため住宅を新築した場合は50万円を上乗せし、総額100万円を助成する制度を創設します。立科町に定住・移住をする方への起爆剤になることを大いに期待するものであります。

そこで、平成28年度の一般会計当初予算でございます。

予算の総額は44億7,300万円で、前年度に比べまして1億4,600万円、率にして3.2%の減でございます。

それでは、まず、歳入についてですが、町税や各種交付金では、過去の実績からの試算により算定しておりますが、特に地方消費税交付金は3,000万円の増額としました。

また、本年度、ふるさと寄附金を活用した米生産農家支援施策により、立科町のお米、延べ5,000俵を寄附金のお礼として活用してまいります。このことにより、ふるさと寄附金の総額を1億4,700万円計上しました。この事業により、米生産農家の収入が向上することに期待をしております。

各種事業を行うために不足する歳入については、財政調整基金から前年度より7,300万円少ない2億8,700万円の繰り入れを計上いたしました。

続きまして、歳出であります。総務費では、公共施設等総合管理計画策定のための調査経費を計上し、今後の公共施設の長寿命化など、管理計画を策定してまいります。

移住・定住に向けた交流事業では、本年度建設しました移住体験住宅の活用や、地域おこし協力隊の採用、さらに移住者の方や若者・子育て世代の皆さんが町内に住宅を新築した場合、最大100万円を助成する制度の新設など、総合的に支援をしていく体制を整えます。

民生費では、マイナンバー制度を活用して、住民票や印鑑登録証明書などをコンビニで交付できるシステムを、佐久定住自立圏の市町村と連携をして構築します。

また、独居高齢者等の住宅へセンサー式の緊急通報装置を整備し、24時間体制での見守りを行い、これらの事業を行うことで住民サービスの向上につながるものと期待をしております。

また、今後、増えることが予想される国民健康保険医療費の抑制対策として、特定健診の負担金、現在は後期高齢者のみ無料ですが、これを国民健康保険対象者全ての方を無料とし、働き盛りの世代の健康意識を高め、早期発見・重症化防止により、健やかにいつまでも地域で暮らせる町づくりの実現に努めていきます。

なお、昨年に引き続き、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業経費として4,031万6,000円を計上しました。早期に給付できるように努めたいと考えております。

未来の子供たちのために、立科町の美しい自然環境を残していくために、新エネルギー活用施設設置補助金を見直し、太陽光発電やクリーンエネルギー自動車購入を対象とした地球温暖化防止活動補助金を創設しました。

さらに、家庭の生ごみを堆肥化するために、長和町の処理施設へ委託し、堆肥を希望者に配布する生ごみ堆肥化事業に取り組み、資源の循環化により、自然環境に優しい町づくりを目指します。

農林水産業費では、農業用ビニールパイプハウス設置補助金、りんごやワインブドウの苗木購入補助金、鳥獣被害防止柵設置補助金をそれぞれ計上し、営農意欲の高い農家を応援するとともに、ふるさと寄附金を活用した米農家支援を行い、立科町の田園風景が後世まで引き継がれていくことにも期待をしております。

商工費では、御泉水自然園ビジターセンターデッキ等改修工事、三本松公共トイレの改修工事など、老朽化した施設の改修に取り組みとともに、立科町のタウンガイドと観光パンフレットを統合し、新たな町の魅力を紹介できるパンフレットの製作により、町内外の多くの皆様に立科町を知っていただき、誘客につなげられるよう、合理的な情報発信に努めてまいります。

土木費では、小学校線改良工事の延長工事を進め、早期に通学児童の安全が図れるよう、取り組みます。また、茅野市と連携して、白樺湖周遊ジョギングロード整備事

業に着手し、健康やスポーツのみならず、観光客の多様なニーズに応えてまいりたいと思います。

消防費では、防災訓練を各地で3年間実施してまいりましたが、本年度は総合防災訓練として9月4日の日曜日に全町的な訓練を計画しております。先ほども申し上げましたが、両大震災を教訓に、万が一への備えは必要なことであり、身近な地域で互いに支え合えるよう、日ごろから意識を持つことは大切なことだと考えております。

教育費では、小学校低学年棟の屋根改修工事、中学校の女子トイレ改修工事を行うとともに、特別教育事業として2名の教員の加配を行い、教育環境の整備を図り、学校教育の充実に努めつつ、立科教育を推進してまいります。

また、立科町公民館に公民館長を配置し、立科町コミュニティースクールの実施に向け、取り組んでまいります。

次に、特別会計・企業会計についてであります。これらの会計は、それぞれ目的を持った会計であり、その目的の達成に向け、必要な予算について計上いたしました。

索道事業会計については、予算計上に当たり、スキー場を運営していく中で、安全面等も踏まえ、必要な経費について計上しております。多くのお客様に訪れていただくことが、索道事業会計健全化への道理でありますので、多くの皆様からあらゆる知恵をお借りし、誘客に努めてまいりたいと思います。

それでは、本定例会にご提案いたします案件の概要について申し上げます。

まず、条例関係について申し上げます。

議案第6号は、役場の組織変更に伴い、総合政策課を企画課に、観光課を観光商工課に改正するものです。

議案第7号は、マイナンバーの独自利用をするための改正であり、議案第10号は、ふるさと寄附金を活用した農業支援を行うための改正であります。

議案第12号は、妊産婦の医療費を助成するための改正です。

議案第13号は、新斎場供用に合わせ、国保会計から葬祭費の支給を2万6,900円アップした5万円とするものです。

その他、法律の改正や事業の推進に伴う一部改正が10件ございます。

続きまして、予算案件ですが、議案第17号は平成28年度一般会計についてでございます。

概要については、先ほど申し上げたとおりでございます。その他の9件の会計の新年度予算です。また、議案第27号から31号までは、平成27年度各会計の補正予算でございますが、主に事業進捗に伴うものでございます。一般会計では地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業として補助金を受け、マイナンバーを扱うパソコンの安全性をさらに高める対策を行います。

本定例会にご提案申し上げます案件は、条例案件15件、平成28年度予算案件10件、平成27年度補正予算案件5件、不納欠損に係る請求権の権利放棄3件、町道路線認定



1件、辺地の総合整備計画に伴う同意1件でございます。

なお、長野県人事委員会勧告による県職員の給与の改正に合わせ、当町においても関係条例の改正及び予算の補正、また工事請負変更契約、教育委員選任等、最終日に提出を予定しております案件もございますが、よろしく願いをいたします。

それぞれ提案いたします案件の概要につきましては、各担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議お願いいたします。

最後に、今日まで築き上げられてきた立科町らしさを大切にするとともに、近隣市町村と連携も図り、町民の皆様の想いを大切にしたい町づくりに取り組んでまいりますので、町民の皆様、また議員各位ご理解とご支援をお願い申し上げまして、3月定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

次に、12月定例会以降の主な町長諸般の報告をいたします。

12月17日に、北佐久郡行政連絡協議会に出席し、同日開催された人権教育推進協議会には、副町長が出席をいたしました。

22日には、立科町総合教育会議を開催し、教育行政について意見交換を行いました。

24日には、東信農業共済組合家畜診療所運営委員会に出席し、25日には佐久広域連合議会定例会が開催され、出席をいたしました。

27日は、消防特例巡視を行い、防火・防犯の年末警戒に従事している消防団員及び部落役員の皆様を激励いたしました。

28日には、臨時議会を招集し、真蒲地区の工事請負契約について議決いただきました。

1月6日には、新春賀詞交歓会に出席し、平成28年度に向けご挨拶を申し上げるとともに、団体代表の皆様から力強い年頭のご挨拶をいただきました。同日、部落解放同盟佐久地区協議会旗開きに出席しております。

10日は、愛川町1周駅伝大会に参加する立科町駅伝チームに同行し、激励しました。事業所チーム部門において優勝という輝かしい成績を収めることができました。

11日には、立科町消防出初式が行われ、新しい年に向けての訓示を行いました。分列行進では、本年度創設をした保育園幼年隊が参加し、消防意識の高揚に一役買っていただきました。

12日には、佐久市北佐久郡環境施設組合正副組合長会議に出席し、17日には信州上田真田丸大河ドラマ館の開館記念式典に参加し、定住自立圏の誘客につながることを期待しております。

18日には、知事との意見交換会に参加をいたしました。

19日には、午前、社会福祉協議会理事会に出席し、午後は臨時議会を招集し、損害賠償の和解において議決をいただきました。

20日から21日には、全国町村長会議が東京で開催され、出席をいたしました。

26日には、社会福祉協議会評議委員会に出席をし、27日には、立科町初となる子供

議会や学校など、多くの皆様のご協力いただき、開催することができました。一人一人の行動が元気な立科町をつくっていく大きな原動力となることを忘れずに、これからも町行政や地域の課題に関心を持ち続けてもらいたいというふうに思います。

29日には、佐久市北佐久郡環境施設組合正副組合長会議に出席し、2月2日には、上田定住自立圏連絡協議会が開催され、出席をいたしました。

3日には、川西保健衛生施設組合定例議会に出席し、5日には、長和町誕生10周年記念式典及び長和町新庁舎竣工記念式典に出席をいたしました。

8日には、千曲川ワインバレー連絡協議会設立総会が開催され、8市町村が連携して特区を活用したワインづくりに取り組みこととなりました。

12日には、川西赤十字病院運営審議会に出席した後、同日開催された国民健康保険運営協議会に出席しております。

15日には、佐久広域連合正副連合長会議に、また、当日開催された北佐久郡老人福祉施設組合議会に出席をいたしました。

16日には、町の議会運営委員会に出席し、17日には、立科町新型インフルエンザ対策本部の訓練を行い、発生時の対応を確認いたしました。

19日には、佐久市北佐久郡環境施設組合定例会に出席をし、新クリーンセンター整備に向け条例の改正、予算について決定いたしました。

23日には、地域公共交通活性化協議会を開催し、運行の状況を踏まえ、今後の方針を協議いたしました。

26日には、国民健康保険団体連合会通常総会に出席をし、3月1日には、蓼科高等学校の卒業式に出席し、お祝いを申し上げます。

以上で、町長諸般の報告をいたします。

#### ◎日程第4 議会諸報告

**議長（土屋春江君）** 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているところでございます。ご了承ください。

なお、先ほどの事務局長の会期日程の説明の中で、14日目の開会時刻を午前1時30分と申し上げてしまいましたが、午後1時30分の誤りですので訂正をお願いいたします。

次に、榎本真弓総務経済常任委員長、報告ありますか。

**7番（榎本真弓君）** 報告いたします。総務経済常任委員会の報告は、平成28年1月12日に、5名で飯綱町議会へ視察研修にまいりました。

内容は、議会政策提言、政策サポーターについての研修であります。研修の結果、今後、委員会の中でさらに議論を重ね、委員会任期中に政策提言をしていくべく取り組んでいきます。

次に、平成28年2月1日、委員6名にて佐久市、檜山工業株式会社へ視察研修にまいりました。内容は、指定管理事業について、佐久パラダ視察研修であります。研修を終え、指定管理者として民間企業の取り組む経営姿勢を研修できました。

民間企業は、当然のことながら経営を黒字にすることを第一の目的としており、多方面からの対策が随所に盛り込まれていました。当町、索道事業と重ね合わせ、学ぶことが多く襟を正した研修となりました。

報告は以上であります。

**議長（土屋春江君）** 次に、森本信明社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

**8番（森本信明君）** 8番、森本です。平成27年の12月定例会以降、閉会中の社会文教建設常任委員会の継続審査等の報告をいたします。

平成27年12月28日、建設課について調査等を行いました。その内容は、社会資本整備総合交付金事業、平林真蒲線改良工事について、担当職員から工事内容等について説明を受ける現地調査を行ったところであります。

平成28年1月22日、教育委員会について調査等を行いました。その内容は、立科町児童館についての運営内容、利用状況、施設内容等について調査、職員との意見交換を行いました。

1月25日、教育委員会について調査等を行いました。その内容は、1つは、平成27年度の重点課題事業概要等について説明を受けたところであります。また、教育委員との懇談会で、立科教育等事務事業について意見交換をいたしました。

以上であります。

**議長（土屋春江君）** これで、議会報告を終わります。

◎日程第5 議案第2号～日程第7 議案第4号

**議長（土屋春江君）** 日程第5 議案第2号 立科町行政不服審査会条例制定についてから、日程第7 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第2号 立科町行政不服審査会条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

1枚おめくりをお願いいたします。行政不服審査法が全面改正され、この4月から施行することに合わせて、法で定めた行政不服審査会を設置するための条例となります。

第1条で条例の趣旨について定め、第2条では設置について定めており、法に基づく不服申し立てがされたときに、立科町行政不服審査会を置くこととし、第2条で調

査審議が終了したときに廃止されると定めています。

第3条で審査会は5名以内とし、第4条で委員の委嘱は町長が行い、調査が終了し審査会が廃止されるときに退任となることにしております。

第5条では、審査会に委員の互選により会長を置くこととしています。第6条では、会についての定めであり、第7条で、その手続について定めてあります。

施行は平成28年4月1日からとします。

ご説明申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 立科町行政不服審査関係手数料条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例についても、行政不服審査法が全面改正され、この4月から施行することに合わせて、法の規定により提出する書類などの写し等の交付に係る手数料について定めるための条例となります。

おめくりをいただきたいと思います。第1条で、条例の趣旨について定め、第2条では、提出書類等の写しの交付に係る手数料について、第3条では提出資料の写しの交付に係る手数料について定めており、手数料は、次ページ別表のとおりとなります。

4条では、経済的困難で手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度する手数料の減免について定めております。

施行は平成28年4月1日からとします。

ご説明申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましても、行政不服審査法が全面改正され、この4月から施行することに合わせて、法の規定により異議申し立てや不服申し立てを審査請求に改め、行政不服審査法、昭和37年法律第160号を平成26年法律第68号に改正する必要があるため、関連する立科町公文書公開条例、立科町個人情報保護条例、立科町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、立科町消防団員等公務災害補償条例について、この条例で合わせて改正するものでございます。

第1条です。第1条は、立科町公文書公開条例の一部改正であり、第1項で不服申し立てがあった場合の措置について、第2項で公文書公開審査会の設置について、法の改正により条例の一部改正をするものでございます。

第2条では、立科町個人情報保護条例の一部改正であり、不服申し立てがあった場合の措置について、法の改正により条例の一部改正を行うものでございます。

次ページの第3条では、立科町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であり、不服申し立てを審査請求に改正するもので、法の改正によるものでございます。

第4条では、立科町消防団員等公務災害補償条例の一部改正であり、異議申し立て

を審査請求に改正するもので、法の改正によるものでございます。

施行は平成28年4月1日からといたします。

ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

**議長（土屋春江君）** ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分からです。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時15分 再開）

**議長（土屋春江君）** 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第8 議案第5号～日程第14 議案第11号

**議長（土屋春江君）** 日程第8 議案第5号 立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第14 議案第11号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案の理由を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第5号 立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましても、行政不服審査法が全面改正され、この4月から施行することにあわせて改正をするものでございます。

主な改正点をご説明します。1ページをお願いいたします。

目次の改正は、条の追加により条ずれをしたものです。第4条は審査の申し出についての規定であり、第2項に審査申出書の記載内容について追加をし、第6項を新たに追加し、審査申出人がその資格を失ったときの申し出を義務づけました。

中段、第6条中の一部改正は、書面審理についての改正であり、第2項、第3項を繰り下げ、新たに第2項で電子情報処理組織を使用した弁明書の提出を可能とすることを追加し、第5項で反論書が提出されたときの処理について規定しました。

第10条から第14条までを2条ずつ繰り下げ、新たに第10条を追加し、書面、書類の複写に係る手数料の額等を規定しております。第11条を追加し、手数料の減免について決めました。第10条、11条ともに、先ほどご説明いたしました立科町行政不服審査関係手数料条例と同じ内容としております。

施行は平成28年4月1日からとします。適用区分として、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出については、従前の例とします。

ご説明申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 立科町課等設置条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

役場の組織及び事務分掌の変更に伴う改正と、課の名称変更に伴い、関連する条例の一部改正を行うものでございます。

1 ページをごらんください。

第1条では、立科町課等設置条例の一部を改正するものでございます。「総合政策課」を「企画課」に、「観光課」を「観光商工課」に改正し、課の分掌事務を一部改正し、総務課に町有林開発地の貸付契約に関する事項、町有林開発地の賃貸料の調定及び納入通知書等の発行に関する事項を追加し、観光商工課に観光振興に関する事項、商工業振興に関する事項、企業誘致に関する事項、労働に関する事項を追加し、企画課からそれぞれを削ります。

第2条では、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するもので、第5条第1号中「観光課」を「観光商工課」に改めるものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

ご説明申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の条例は、法で定めた事務のみ特定個人番号を利用する規定でございましたが、福祉医療の支給に関し、特定個人情報を利用できる事務として定め、福祉医療の支給事務の省力化をするための条例改正でございます。

1 ページをお願いいたします。

第4条は、個人番号の利用範囲を規定しており、第1項で別表第1及び別表第2に掲げる事務を追加しました。第2項を追加し、別表第2の右欄に掲げる特定個人情報について利用することができるようにいたしました。第4項を追加し、第2項の規定により、特定個人情報が利用できるときは、規定により、当該特定個人情報を含む書類の提出が義務づけられていても提出の必要をなくするための規定でございます。

別表第1は、独自利用するため、法に定めていない事務を規定しており、機関は町長、事務は立科町福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるものと規定しています。

次ページ、別表第2は、法または別表第1に定められているもので、独自に利用できる特定個人情報を定めました。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

ご説明申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定について、

提案理由の説明を申し上げます。

行政手続法の一部改正により、処分及び行政指導に関する手続について、住民の権利、利益の保護の充実を図るため、行政指導の方式及び法律の要件に適合しない行政指導の中止を求める制度、加えて法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求める制度を規定するための一部改正及び法令の漢字使用についての定めにより、「名あて人」を漢字の「名宛人」に改めるものでございます。

1 ページごらんをいただきたいと思います。

中段になりますけれども、第33条は、行政指導の方式についての定めであり、第3項第2号で文書だけであったものに電磁的記録を加え、第2項及び第3項を1項ずつ繰り下げ、第2項を追加し、行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可をする権限、処分をする権限を行使できることを示す場合のその相手方に対し、示さなければならない事項を定めました。

第34条の2では、行政指導の相手方は、当該行政指導が法律または条例規定している要件に適合しないと料するときは、その行政指導の中止を求める申し出について定めたものであり、第34条の3は法令違反に対する是正されるべき処分または行政指導がされていない場合、処分または行政指導することを求める申し出の方法を定めたものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

ご説明申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例で定められている特別職の職員で非常勤の者のうち、現存していない職名について削除するとともに、必要な職名を追加したものでございます。一部改正内容は、「教育委員委員長」を削除、「統計調査員の報酬を国の基準に準ずる」と改正、「同和教育推進協議会委員」を「人権教育推進協議会委員」に改め、「商工審議会委員」を削り、「商工業振興審議会委員」「中小企業振興資金あっせん審議会委員」「企業誘致審議会委員」を加え、「長期振興計画審議会委員」を「振興計画審議会委員」に、「農業振興推進会議委員会委員」を「農業振興推進会議委員」に改め、「畜産振興協議会委員」「土地取得委員会」「交通安全対策会議委員」「労働賃金協定審議会委員」「中小企業融資審議会委員」を削り、「行政不服審査会委員」「その他特別職の職員で非常勤の者」を追加するものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

ご説明申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

裏面をお願いいたします。

第2条に、寄附金を財源とする事業として、第4号産業振興に関する事業を加え、第6条に第2項「前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、事業の実施に必要な財源に充てることができる」を追加します。

この改正は、ふるさと寄附金を活用した米農家支援を行うための改正となります。この条例は、平成28年4月1日から施行します。

ご説明申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度、地方税の改正において、納税者の負担軽減を図り、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、猶予制度が見直されたことによる改正及び行政不服審査法の施行に伴う改正、並びに個人番号の利用の取り扱いについて、平成28年度与党税制改革大綱により見直しが行われたことによる改正を行うものでございます。

1 ページお願いいたします。上段の第8条から第17条までの改正は、徴収猶予の見直しによるもので、第8条は徴収金の分割納付または分割納入の方法の規定であります。

2 ページをお願いいたします。第9条は、徴収猶予の申請手続を規定し、3 ページ下段、第10条では徴収猶予の取り消しについて規定しております。

4 ページの中段になりますが、第11条は職権による換価の猶予の手続を定めております。

5 ページ、第12条は申請による換価の猶予の申請手続等の規定であり、6 ページ下段、第13条では担保を徴する必要がある場合を定めております。

第14条から第17条までを削除いたします。

7 ページ上段、第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改めます。

第51条第2項第1号中の改正及び第139条の3第2項第1号中の改正では、個人番号に関するものを削除する改正でございます。

附則第1条で、施行期日を平成28年4月1日からとし、ただし、第51条第2項第1号及び第139条の3第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行すると定め、第2条により経過措置を定めております。

ご説明申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第15 議案第12号～日程第16 議案第13号

**議長（土屋春江君）** 日程第15 議案第12号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第16 議案第13号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。青井町民課長、登壇の上、願います。



〈町民課長 青井 義和君 登壇〉

**町民課長（青井義和君）** 議案第12号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この改正条例の制定につきましては、新たに制度区分「妊産婦」を設けることにより、妊産婦の医療費負担を軽減し、安心して子供を産み、育てやすい環境づくりにつなげるため、立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。

内容は、第1条中「、児童」の次に「、妊産婦」を加え、第2条中、9号を10号とし、第3号から8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に妊産婦の定義として、「母子手帳交付日から出産（流産及び死産を含む。）日の属する月の翌月の末日までの間にある者をいう」を加えるものであります。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第13号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで立科町では、国民健康保険における葬祭費支給額を佐久広域連合葬祭場使用料の実費相当額としてきましたが、平成28年4月から、新斎場供用開始に伴う使用料の改定を初め、近隣市町村及び各健康保険の状況から、葬祭費の支給額をあわせる形で、現行の2万3,100円を5万円に改めるものです。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行し、施行日以降に葬祭を行う者に適用し、平成28年3月31日以前に葬祭を行った者については、従前の例とするものです。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第17 議案第14号～日程第19 議案第16号

**議長（土屋春江君）** 日程第17 議案第14号 立科町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第19 議案第16号 立科町生活排水共同処理施設事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

**建設課長（片桐栄一君）** 議案第14号 立科町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この4月より、立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計が始まるに当た

りまして、立科町下水道事業特別会計条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、字句の変更並びに既に廃止をされております大城住宅団地排水事業にかかわる字句の削除でございます。

1枚おめくりください。

第1条中「特定環境保全公共下水道事業及び大城住宅団地排水事業」を「立科町特定環境保全公共下水道事業」に改めます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行いたします。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 立科町特定環境保全公共下水道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで規定にて対応をしておりました共同住宅や事業所などの大規模施設について、対象となる物件が増えてきていることから、これらに対する分担金の徴収について、条例で定めることといたしました。

1枚おめくりください。

第4条で、分担金の額をこれまでどおりの1口当たり60万円とし、その口数について別表に定めます。

別表（第4条関係）をごらんください。一般住宅は、対象1世帯で1口といたします。共同住宅は、9世帯以下の場合は1口、10世帯以上の場合は2口といたします。事業所は、対象人員、従業員数として99人以下の場合は1口、100人以上の場合は2口といたします。上記以外については、発生の都度町長が決定することといたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行をいたします。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行日前日までに分担金の納入を終了しているものについては、この条例の規定による分担金の賦課及び徴収は終了したものとみなします。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 立科町生活排水共同処理施設事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

こちら共同住宅や事業所などの大規模施設に対応するため、分担金の徴収について条例で定めることといたしました。

1枚おめくりください。

第1条の次に、第1条の2として、「この条例において生活排水処理共同施設整備事業とは、農業集落排水事業及びコミュニティプラント整備事業のことをいう」とします。

第4条では、分担金の額をこれまでどおりの1口当たり60万円とし、その口数については別表に定めます。

別表（第4条関係）をごらんください。一般住宅は、対象1世帯1口とします。共同住宅は、9世帯以下の場合は1口、10世帯以上の場合は2口といたします。事業所は対象人員、従業員数99人以下の場合は1口、100人以上の場合は2口といたします。上記以外については、発生の都度町長が決定することといたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

経過措置といたしまして、この条例の施行の前日までに分担金の納入を終了しているものについては、この条例の規定による分担金の賦課及び徴収は終了したものとみなします。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第20 議案第17号

**議長（土屋春江君）** 日程第20 議案第17号 平成28年度立科町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第17号 平成28年度立科町一般会計予算。平成28年度立科町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億7,300万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成28年3月2日提出、立科町長、米村匡人。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算でございます。なお、款、項、金額の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

1款1項町民税2億9,783万5,000円、2項固定資産税4億1,655万8,000円、3項軽自動車税2,550万7,000円、4項町たばこ税4,416万6,000円、5項入湯税3,000万、2款1項地方揮発油譲与税1,700万円、2項自動車重要譲与税4,200万円、3款1項利子割交付金100万円、4款1項配当割交付金300万円、5款1項株式等譲渡所得割交付金150万円、6款1項地方消費税交付金1億4,000万円、7款1項ゴルフ場利用税交付金850万円、8款1項自動車取得税交付金1,100万円、9款1項地方特例交付金200万円、10款1項地方交付税16億6,000万円、11款1項交通安全対策特別交付金70万円、12款1項負担金3,323万6,000円、13款1項使用料1億3,272万5,000円、2項手数料1,119万4,000円、14款1項国庫負担金1億5,770万1,000円、2項国庫補助金1億1,283万2,000円、3項委託金231万9,000円、15款1項県負担金9,939万3,000円、2項県補助金1億2,157万4,000円、3項委託金2,247万2,000円。

次ページをお願いいたします。

16款1項財産運用収入1億1,251万9,000円、2項財産売り払い収入1,078万5,000円、17款1項寄附金1億6,702万1,000円、18款1項特別会計繰入金200万6,000円、2項基金繰入金2億8,750万8,000円、3項財産区繰入金ゼロ円、19款1項繰越金8,000万円、20款1項延滞金加算金及び過料10万2,000円、2項町預金利子100万円、3項貸付金元利収入8,859万円、4項雑入5,055万7,000円、21款1項町債2億7,870万円。

次に、5ページ歳出でございます。

1款1項議会費6,766万3,000円、2款1項総務管理費7億247万2,000円、2項徴税費5,515万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費4,813万2,000円、4項選挙費932万円、5項統計調査費142万8,000円、6項監査委員費66万3,000円、7項コミュニティ費1億1,021万2,000円、3款1項社会福祉費3億7,827万5,000円、2項児童福祉費2億5,554万9,000円、3項高齢者福祉費3億1,225万2,000円、4項人権政策推進費225万4,000円、5項災害復旧費2,000円、4款1項保健衛生費1億2,684万3,000円、2項清掃費2億2,708万4,000円。

次のページをお願いします。5款1項農業費1億7,566万円、2項林業費6,827万2,000円、3項土地改良費1,396万1,000円、6款1項商工費1億5,207万1,000円、2項観光費1億6,359万2,000円、7款1項土木管理費3,866万3,000円、2項道路橋梁費3億2,184万7,000円、3項河川費141万円、4項住宅費911万3,000円、5項下水道費4億1,619万2,000円、8款1項消防費1億4,703万6,000円、9款1項教育総務費1億5,256万1,000円、2項小学校費5,939万4,000円、3項中学校費6,438万7,000円、4項社会教育費2,250万3,000円、5項社会体育費2,549万5,000円。

次のページです。6項施設管理費1,481万9,000円、10款1項農林業施設災害復旧費360万円、2項公共土木施設災害復旧費100万円、11款1項公債費2億9,912万2,000円、12款1項予備費2,500万円。

次に、8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。なお、事項、期間、限度額の順に申し上げます。

蓼科牧場賃貸借飼育動物に対する損失補償、平成28年度蓼科牧場飼育動物賃貸借契約第5条に定められた補償の額。内容であります。平成28年度における賃貸借飼育動物の損失補償の対応に必要なため、債務負担をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の順に申し上げます。

臨時財政対策債1億4,800万円、辺地対策事業1億1,020万円、学校施設等整備事業2,050万円であります。証書借入れまたは証券発行4%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行ったものにおいては、当該見直し後の利率といたします。

政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。それぞれ臨時対策債は、普通交付税の代替財源として借り入れするもので、元利償還金に対し、100%の交付税措置があります。他の起債についても、それぞれ交付税措置があるものでございます。

12ページをお願いいたします。歳入でございます。各項ごとに主なものについてご説明を申し上げます。

1項町民税は、個人町民税では388万円増、前年比1.6%の増であります。また、法人町民税は246万1,000円の減、前年比5.2%の減となります。なお、徴収率は、個人町民税は現年課税分で97%、また法人町民税では99%で見込んでおります。

2項固定資産税は、平成27年度に評価がえが終わり、128万1,000円の増額を見込みました。徴収率は96%で見込んでおります。

13ページをお願いいたします。3項軽自動車税は165万5,000円、前年比増としております。平成28年度より、新課税率で計上し、徴収率98%で見込んでおります。

4項町たばこ税は、平成27年度の実績見込みにより計上しました。

5項入湯税は、平成27年度実績見込みによる計上でございます。

14ページをお願いします。2款地方贈与税から、16ページの11款交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画また過去の実績等により、見込み、算定をいたしました。なお、10款地方交付税は、昨年度予算では、川西保健衛生施設組合の組合長であったため、川西保健衛生施設組合の交付税措置分7,868万4,000円を計上してありましたが、本年度は減額した計上をしてございます。

17ページをお願いいたします。12款1項負担金は、保育料並びに広域入所児童に係る負担金でございます。保育所保育負担金2,640万円は、前年比360万円でございますが、保育料の県補助金の創設及び保育料の制度改正に伴う減額でございます。

18ページ、13款1項使用料から20ページ手数料についてまでは前年度実績からの見込みによる計上でございます。

20ページの中段をお願いいたします。14款1項国庫負担金は、障害者支援事業7,650万円と、児童手当負担金7,056万1,000円が主なものでございます。

21ページ、2項国庫補助金は、臨時福祉給付金等給付事業4,031万6,000円及び小学校線改良工事などに伴う社会資本整備総合交付金6,160万円が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。2項県補助金は、民生費県補助金では、福祉医療費給付事業補助金、農林水産業県補助金では、中山間地域農業直接支払多面的機能支払い交付金、森林造成事業補助金、松くい虫防除対策事業補助金が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。3項委託金は、県税徴収事務委託金、25ページの参議院議員選挙委託金が主なものでございます。

25ページをお願いいたします。16款1項財産運用収入は、別荘等貸付賃貸料でございまして、徴収率を90%で見込み、計上をしております。

26ページをお願いいたします。下段になりますが、16款2項財産売り払い収入は、立木売り払い収入を実績見込みにより増額して計上をいたしました。

27ページでございます。17款寄附金では、ふるさと寄附金を1億4,700万円見込みました。新たにふるさと寄附金を活用した米農家支援政策を行うことにより増額を見込みました。

下段、2項基金繰入金は、財政調整基金2億8,700万円を計上し、前年度比7,300万円の減額で見込みをしております。

28ページをお願いいたします。中段、19款1項繰越金は8,000万円といたしました。

29ページをお願いいたします。20款3項貸付金元利収入は、中小企業振興資金融資預託金が主なものでございます。

30ページ、4項雑入、総務費雑入では、職員給与費負担金で北佐久郡老人福祉施設組合への派遣職員分の増額を見込み、送電線下契約更新による補償料を新たに計上しました。農林水産業費雑入では、交流促進センター体験学習料を実績から増額し、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金は、県協議会からの新たな交付金を計上してございます。

31ページをお願いいたします。21款町債は、臨時財政対策債は交付税の代替であり、辺地対策事業債は御泉水自然園ビジターセンター改修、三本松・公衆トイレ改修及び白樺湖周遊ジョギングロード整備事業に充当し、学校教育施設等整備事業債は、小学校低学年棟屋根改修工事の財源とするため計上をしております。

33ページをお願いいたします。

**議長（土屋春江君）** 長坂総務課長。ここで暫時休憩をとりますので、よろしくお願いいたしますします。

ここで昼食のため、暫時休憩をとります。再開は、午後1時30分からです。

（午後0時08分 休憩）

（午後1時30分 再開）

**議長（土屋春江君）** 休憩前に戻り、議事を再開いたします。長坂総務課長、よろしくお願いいたしますします。

**総務課長（長坂徳三君）** それでは、33ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

各業務別に主なものを申し上げます。各ページの右側説明欄をごらんください。

1款議会費は、議会運営経費でございます。

35ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費でございます。一般管理経費では、経常経費に加え、36ページ下段、委託料でマイナンバー法行政手続法の施行に伴う、町例規整備にかかる支援業務を計上しました。

37ページ下段の庁用備品購入では、役場会議室のテーブルを一部更新する経費を計上いたしました。

38ページをお願いいたします。

下段の佐久広域連合負担金は、643万7,000円。

39ページ、中段、立科有線設備機器更新補助金は、昨年に続き410万9,280円を計上しました。

交付金は、自治活動交付金で区及び、部落に交付いたします。

下段の電算委託料では、情報系システムのクラウド化、機器等保守委託料等を計上しました。

40ページをお願いいたします。

使用料では、電算システムの使用料、リース料を計上。下段の備品購入費では、情報系システムリプレース機器658万8,000円を計上。これは、機器のリース期間が終了するため、情報系システムをクラウド化し管理サーバー、メールサーバー等の関連する機器を購入する経費でございます。

42ページをお願いいたします。

人権費は、4月に職員配置が決定するまで、採用職員分を含め、総務費で計上してあります。

財政管理費は、統一的な基準に基づく財務書類の作成が平成28年度決算から行われ

るため、そのシステム導入経費使用料を計上しました。

43ページ、中段の委託料では、公会計に必要となる固定資産台帳データ作成及び公共施設等総合管理計画策定支援業務を計上いたしました。

44ページ、別荘等貸付地管理経費でございます。經常経費のほか45ページ上段、工事請負費では白樺湖畔の町有地内にある建物の解体撤去経費を計上。

下段の庁舎管理経費、施設管理委託料では、役場庁舎の清掃委託料を計上しました。46ページの中段をお願いいたします。

庁舎改修工事費では、役場庁舎4階トイレの改修、全階の様式トイレの洗浄便座の設置、玄関スロープへのインターフォン設置工事及び各課直通電話回線設置工事を計上いたしました。

下段の庁用車維持管理経費の備品購入費では、平成12年登録の町庁舎の更新としまして、322万円を計上しました。

47ページ、基金管理経費では、ふるさと寄附金の住みよい町づくり、蓼科山、蓼科の水、旧跡史跡を後世につなげる事業の3事業で、1,200万円を計上しました。

48ページ、上段になります。

白樺高原環境整備基金812万9,000円が主なものでございます。

交通安全対策経費では、經常経費を計上いたしました。

1ページ、企画一般経費では、下段の補助金で婚活イベント開催経費の補助事業を新たに計上しました。

50ページ、町づくり事業経費では、太陽光発電施設設置補助金を還元をいたしまして、4款の地球温暖化防止経費へ地球温暖化防止活動補助金として、リニューアルして計上をしております。

51ページ、移住定住推進経費として、702万3,000円を移住促進経費として計上し、52ページ補助金は、移住者向け新築住宅補助金上限50万円と、若者新築住宅補助金上限50万円を創設して、移住者及び若者の住宅新築住宅を助成します。

地域振興経費では、地域おこし協力隊2名を採用し、新たな視点での地域おこしを期待いたします。

53ページ、地域情報通信経費では、データ放送設備のハードサポート終了に伴う機器更新費用3,102万9,000円を計上しました。

地域空間情報活用推進事業経費では、平成30年評価がえ準備として航空写真撮影を行い、データ更新するための経費を計上。

54ページ、ふるさと寄附金事業経費では、寄附金事業を活用した農業支援施策を追加し、新たに事業として計上しました。

2項町税費についてでございます。

56ページ、中段。土地評価鑑定委託料では、平成30年度評価がえに伴う標準宅地鑑定委託料342万9,000円を計上しました。ほかは経常的な経費の計上でございます。



58ページをお願いいたします。

3項、戸籍住民基本台帳費です。委託料では、住民票等のコンビニでの交付システム構築経費2,036万8,800円を計上。これは、定住自立圏5市町村により協同で構築するシステムでございます。

60ページ、選挙費です。

本年度は参議院議員選挙が任期満了に伴い、夏に予定されており執行経費を計上いたしました。

61ページをお願いいたします。

5項、統計調査費の指定統計調査経費では、4年に一度行われる経済センサスにかかる経費が主なものでございます。

63ページをお願いいたします。

7項、コミュニティー費、権現の湯事業経費では、臨時職員賃金のほか、維持管理経費の計上であり、64ページ、保守管理委託料では3年に一度行う源泉送湯管内洗浄清掃を計上し、工事請負費では源泉水中ポンプ修繕経費を計上いたしました。

ふるさと交流館管理経費では、66ページ中段、工事請負費で屋根防水工事を計上しました。

3款民生費でございます。1項社会福祉一般経費です。67ページの中段、佐久広域連合負担金では、社会福祉施設移管条件整備として773万1,000円を計上。これは、勝間園、美ノ輪荘移転先用地取得にかかる経費でございます。

68ページ、中段。国民健康保険特別会計への繰出金、5,653万8,000円が主なものでございます。

次に、社会福祉協議会関係経費では、補助金1,524万4,000円を計上しました。

69ページは、老人福祉センター管理経費でございます。経常経費を計上してございます。

70ページ、中段の障害者支援事業経費は1億6,966万8,000円。

71ページ、中段の扶助費の伸びを見込み、計上をいたしました。

72ページ、福祉医療給付事業経費、中段でございますが、扶助費では、新たに妊産婦を加え、妊産婦の医療費を無料化といたします。

73ページ、臨時福祉給付金給付事業経費では、給付にかかる経費及び臨時福祉給付金給付対象一人当たり3,000円。総額480万円を計上。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業経費では、低所得高齢者向け給付金、給付対象一人当たり3万円。2,820万円を計上し、低所得者障害遺族年金給付者向け給付金、給付対象一人当たり3万円330万円を見込みました。

74ページ、2項、児童福祉費について。児童福祉関係経費では児童手当1億151万円が主なものでございます。

児童館事業経費では、構成員を1名増員し、児童館の充実を図り、ほか経常経費の

計上でございます。

76ページ、保育所事業経費では、臨時職員賃金5,145万円。

77ページ、下段になりますが、広域保育委託料では、他市町村への保育委託料を見込みにより計上しました。

78ページ、中段、工事請負費では、保育室7部屋へのエアコンを設置し、熱中症対策といたしました。また、未満児屋外用手洗い場設置工事費、計407万円を計上いたしました。

79ページ、一般職給与ですが、昨年より1名増員で見込んでおります。

80ページ、3項、高齢者福祉費では、高齢者福祉一般経費、老人福祉施設組合負担金573万8,000円、老人クラブ活動事業補助金255万3,000円、老人施設措置費1,968万6,000円が主なものでございます。

後期高齢者医療経費では、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金8,940万29円。後期高齢者医療特別会計繰出金2,799万5,000円を計上いたしました。

81ページ、介護保険経費では介護保険特別会計繰出金1億1,651万8,000円を計上しました。

下段、居宅介護支援事業経費では、委託料で緊急通報管理サービス業務委託を新たに計上しました。これはひとり暮らし高齢者等の住宅にセンサー式緊急通報装置を設置し、管理会社で24時間体制で見守りを行うものです。

82ページ、下段、高齢者共同住宅事業経費です。

83ページ中段の施設管理委託料において、徳花苑が移転することにより、日中管理委託が必要となり増額計上いたしました。下段、地域包括支援センター事業経費は、臨時職員賃金及び法人への業務委託料を計上いたしました。

84ページは、高齢者生きがいセンター及び健康支援センター女神の管理経費でございます。

85ページをお願いいたします。

4項人権政策推進経費について、人権政策推進一般経費では、86ページ補助金の部落解放同盟立科町協議会補助金80万円が主なものでございます。人権センター運営経費は、経常経費の計上でございます。

88ページ、4款衛生費1項保健衛生費でございます。保健衛生一般経費では、備品購入費で保険事業用の15年間使用しました軽自動車の更新を計上。

89ページ、佐久広域連合等負担金では、佐久医療センター運営費負担金655万7,000円を計上し、佐久広域連合として、不採算医療機能分野の補填とすることとしております。

90ページをお願いいたします。

成人老人保険事業経費では、特定検診などの検診委託料1,157万円。下段、補助金に新たに胃がん、子宮頸がん、マンモグラフィの病院施設検診補助金を計上し、予防

接種事業経費では、接種委託料が主なものでございます。

91ページ、母子保険事業経費では、中段、検診等委託料及び92ページ、不妊治療補助金が主なものでございます。環境衛生一般経費、93ページ上段、佐久広域連合負担金433万9,000円は、旧斎場解体費用の負担金を計上いたしました。

下段の地球温暖化防止経費では、太陽光発電施設住宅断熱性能向上リフォームにクリーンエネルギー自動車購入補助金を新たに加え、500万円を計上いたしました。

94ページ、2項清掃費でございます。ごみ処理一般経費では、臨時職員賃金925万9,000円。

95ページ、備品購入費は1トンドンプカーが14間使用し、劣化しており更新する経費324万円を計上。新クリーンセンター整備費負担金では、佐久市温水利用型健康運動施設負担金8,185万6,000円を計上。川西保健衛生施設組合負担金7,533万5,000円。佐久市・北佐久郡環境施設組合負担金865万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

96ページ、中段、生ごみ堆肥化事業経費に新たに1,545万6,000円計上し、焼却ごみとして処理していた生ごみを堆肥化して、土地に還元する循環型社会形成に向けた取り組みを始めます。下段、し尿処理一般経費では、川西保健衛生施設組合負担金2,611万円を計上しました。

97ページ、5款1項農業費について、農業委員会運営経費から、98ページ、農業総務一般経費までは経常的経費でございます。

99ページ、農業振興経費では、中段、委託料で有害鳥獣捕獲委託料351万円、補助金で100ページ上段になりますが、新たにりんご苗木購入補助、鳥獣害防止施設資材購入補助、ビニールパイプハウス設置補助を創設し、農家を支援いたします。

101ページ下段、畜産振興経費では、佐久広域連合負担金378万9,000円は、佐久食肉センター運営にかかるものでございます。

102ページ、交流促進センター経費では、交流促進センター運営にかかる経常的な経費でございます。

103ページ、中段。クラインガルテン経費では、工事費680万円はクラインガルテン外装塗装6棟分の工事費を計上いたしました。

下段、直売加工施設経費では、工事請負費は外壁の塗装工事及び厨房冷房工事等を104ページの備品購入費では、食堂用券売機を計上しました。中山間地域農業直接支払事業経費では、協定締結23集落への交付金2,414万5,000円。森林公園管理経費では、経常的な管理経費であり、原材料費は公園内施設の屋根、外壁等の塗装用原材料費を計上しました。

105ページ、多面的機能支払経費は10組織に対する共同活動支援長寿命化支援交付金4,520万4,000円を計上しました。農業再生事業経費では、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金167万4,000円を計上しました。

2項林業費でございます。106ページ中段、林業振興経費では、107ページの山林外

松くい虫防除伐採補助金200万円、薪ストーブ購入費補助金100万円を計上し、松くい虫防除対策事業経費では伐倒駆除委託料2,545万8,000円を計上しました。森林造成事業経費では、切り捨て間伐、搬出間伐委託料3,269万8,000円でございます。

108ページをお願いいたします。

3項土地改良費について、土地改良振興経費では、中段、補助金に土地改良区が地元で水路等を修繕するときに必要な機材を貸し出す機材購入費補助金101万3,000円を計上いたしました。土地改良事業補助金では、県営ため池等整備事業の牛鹿、宇山地区ため池整備事業補助800万円が主なものでございます。

109ページをお願いいたします。

6款1項商工費について、商工振興経費では下段、商工会補助金988万円、110ページ下段の中小企業振興資金貸付預託金8,750万円でございます。実績を加味し計上してございます。

地域交通対策経費では、スマイル交通マイクロバスをワゴン車に更新する経費、地域公共交通活性化協議会補助金2,681万円及び丸子線及び中仙道線の代替バス等運行補助金1,200万円を計上しました。

2項観光費について、観光一般経費では経常的な経費に加え、負担金として112ページの中段に信州destinationキャンペーン負担金26万9,000円を計上いたしました。

113ページは、索道事業会計負担金1,208万4,000円は白樺高原観光センター経費の負担金でございまして、屋根改修、高圧受電設備改修にかかる経費の負担金を加え計上してございます。

114ページをお願いいたします。観光推進経費は町観光連盟及び2つの観光協会への補助金を計上しました。観光振興経費では、誘客を図るため、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、インターネットなどによる観光宣伝費用を計上しました。

116ページをお願いいたします。

観光施設管理経費では、工事請負費で御泉水自然園の花木植栽、遊歩道修繕工事、女神湖浮棧橋設置工事等1,169万5,000円を計上。備品購入費では、女神湖ボート1艘の更新及び枝払い等で発生した雑木をチップ処理し活用するための、移動式木材破砕機の購入経費を計上しました。

下段の辺地対策観光施設整備事業経費では、御泉水自然園ビジターセンターデッキ等の改修工事費及び三本松公衆トイレを通年利用できるように改修する工事費を計上いたしました。

牧場管理経費は、117ページになりますが、ふれあい牧場管理にかかる経費などを計上してございます。

118ページ、7款1項土木管理費についてでございます。

土木管理一般経費では、備品購入費で18年経過した軽トラックの更新、設計用製図

ソフトの更新を計上いたしました。

120ページをお願いします。

水道事業会計経費では、簡易水道公債費利子分補助として、負担金806万6,000円を計上いたしました。

121ページ、2項道路橋梁費についてです。道路維持管理経費は迅速な修繕に対応するため、小規模修繕料を750万円増額し1,650万円を計上、下段になりますが、町道維持管理協力補助金229万円を計上し、地域活動への助成を行います。

122ページ、道路新設改良舗装経費でございます。白樺湖周遊ジョギングロード整備事業を辺地対策事業債7,150万円を充当して計上し、ほか町道の工事費を合わせて計上をいたしました。

122ページ下段になりますが、社会資本整備総合交付金道路整備事業経費では、小学校線改良工事にかかる費用が主なものでございます。

124ページをお願いいたします。

4項住宅費については、經常経費を計上してございます。

125ページをお願いいたします。

下水道事業推進経費では、川西保健衛生施設組合負担金1億199万3,000円。下水道事業特別会計繰出金3億1,406万2,000円が主なものでございます。

126ページをお願いいたします。

8款1項消防費について、非常備消防費経費では、消防団員報酬949万円。

次のページでございますが、その他、報償費、団員退団報償金850万円、下段の退職報奨掛金739万2,000円が主なものでございます。

128ページをお願いいたします。

常備消防経費は、佐久広域連合負担金となります。消防施設整備事業経費では、立科分団警鐘桜改修経費、備品購入費では立科町消防団団旗の更新、小型動力ポンプ購入費、消防部品などを計上。

負担金では、消火栓3基分の更新費用を計上しました。防災関係経費では、129ページ下段になりますが、負担金として、県衛星系防災行政無線設備更新にかかる負担金963万2,175円を新たに加え計上しております。

130ページからは教育費になります。

教育委員運営経費事務局一般経費では、經常経費でございます。

131ページ、教育振興経費では、特別支援教育、立科教育推進事業不登校対策事業等の講師賃金2,927万9,000円に増額計上し、講師謝礼では日本サッカー協会こころのプロジェクト夢先生経費52万3,840円を計上しました。

下段、小学校低学年棟屋根改修は雨漏り改修工事であり、中学校女子トイレ改修工事は和式から洋式に各階トイレで2カ所ずつ改修する経費を計上しました。

132ページ中段、補助金では、小学校開校40周年記念事業補助金40万円を加え、

1, 118万円を計上しました。下段、小学校補助金から134ページ、一般職給料までは経常経費でございます。

134ページをお願いいたします。

2項小学校費についてでございます。

小学校管理経費では、経常経費の計上が主でございますが、137ページ中段工事請負費でプールろ過装置修繕地下タンク内面ライニング改修工事を計上し、管理備品購入経費ではパソコン等の購入費87万5,000円を計上しました。

138ページ下段、小学校教育振興経費では、図書購入費100万円。139ページ要保護及び準要保護児童特別支援教育就学児童援助費として、320万円を計上しました。

140ページをお願いいたします。

3項中学校費についてです。中学校管理経費は経常経費でございます。

143ページ中段の中学校教育振興経費は、消耗品費477万2,000円は教材消耗品、部活活動消耗品などに加え、3年に一度改正する教科書指導書の購入を計上してございます。

図書購入費80万円及び次ページの扶助費では、要保護及び準要保護生徒また特別支援教育就学生徒援助費380万円を計上しました。

145ページ中段、4項社会教育費について、社会教育経費では経常経費でございます。

146ページ中段、公民館事業経費では、新たに専任の公民館長報酬を計上しました。立科町コミュニティスクール設立に向けた取り組みを行うものでございます。

147ページ、図書館用図書購入費100万円。補助金では、分館育成及び公民館女性部への補助金142万9,000円。交付金では自治活動交付金191万7,000円が主なものでございます。

148ページをお願いいたします。

青少年育成事業経費は、経常経費の計上でございます。

次のページ中段でございますが、スポーツ少年団ほか補助金242万1,000円が主なものでございます。

149ページ、人権教育推進事業経費では、人権同和教育推進協議会及び学校人権教育推進事業への負担金134万9,000円が主なものでございます。

150ページをお願いいたします。文化財保護経費では、文化財調査等にかかる経常経費が主なものでございます。

151ページをお願いいたします。

5項社会体育費についてでございます。社会体育振興経費では、審判員等講師謝金87万3,000円。

152ページ下段になりますが、補助金としまして、町体育協会蓼科高校運動部などへ116万円を計上いたしました。体育施設管理経費では、経常経費に加え153ページ中

段になりますが、工事請負費に防犯カメラ3台の設置経費を計上し、運動公園内の防犯の向上を図ります。

154ページ、6項施設管理費について、中央公民館管理経費については、経常的な経費でございます。

155ページ、遺跡公園管理経費は経常経費に加え、中段、芝管理等委託料に松並木樹勢回復委託を計上しました。

下段、権現の森公園管理経費では、次ページをお願いいたします。

施設管理委託料に松くい虫による枯損木処理を加え、工事請負費では、グラウンドと児童館を結ぶ権現の森公園園路整備経費を計上しました。

157ページをお願いいたします。

10款1項農林業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費については、応急復旧経費を計上いたしました。

158ページでございます。

11款公債費は、平成27年度までの借りにかかる元利償還金合計の見込みで、2億9,912万2,000円を計上しました。

12款予備費は2,500万円を計上しました。

159ページから165ページにつきましては、給与費明細書を添付してございます。

166ページは、債務負担行為にかかる調書、167ページには地方債にかかる調書、168ページには予算の目的別グラフを添付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第21 議案第18号～日程第23 議案第20号

**議長（土屋春江君）** 日程第21 議案第18号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計予算についてから、日程第23 議案第20号 平成28年度立科町介護保険特別会計予算についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。青井町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 青井 義和君 登壇〉

**町民課長（青井義和君）** 議案第18号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

平成28年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を10億2,700万円とするもので、対前年度比2,000万円、2%増の予算となっております。

歳入歳出予算の款項の金額、第1表につきましては、2ページから5ページまでに記載をさせていただいております。

はじめに、8ページ歳入からご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数2,043人を見込み、退職被保険者等国民健康保険税については、被保険者数134人を見込み、現年度分滞納繰越分と合わせて、計1億6,436万4,000円を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定検診検査等負担金として、合計で1億2,600万2,000円を見込んでおります。

2項国庫補助金の財政調整交付金は、普通調整交付金、特別調整交付金を合わせ、4,769万円を見込んでおります。

10ページをごらんください。

4款療養給付金交付金は、退職被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金から、交付金として5,971万8,000円を見込んでおります。

5款前期高齢者交付金では、2億9,157万5,000円を見込んでおります。前期高齢者交付金は、他の健康保険との医療費負担の不均衡を財政調整するための交付金となります。

続いて、6款県支出金の1項県負担金では、高額医療費共同事業負担金、特定健診調査等負担金を国庫負担金と同額で見込んでおります。

11ページ、2項県補助金の財政調整交付金は、県が市町村国保の財政力の不均衡を調整するための交付金として、療養給付費に係る普通調整交付金、特別調整交付金として、総額で3,360万9,000円を見込んでおります。

7款共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金、総額で1億9,870万円を見込みました。

12ページをごらんください。

9款繰入金1項他会計繰入金では、国保会計で実施する保険事業経費や保険税軽減分に係る保険基盤安定事業が内訳となっております。

2項基金繰入金は、保険給付費の増から、財政調整基金より3,900万円を計上いたしました。

10款繰越金は、平成27年度実績見込みによるものです。

次に、15ページ、歳出についてご説明をいたします。

1款総務費一般管理費では、国庫事業に係る経常的な経費が主なものであり、352万1,000円を計上しております。主なものは、保険証の帳票作成処理料、またレセプト点検に係る委託料を計上しております。

16ページをお願いいたします。

2項徴税费については123万6,000円、3項運営協議会費は12万9,000円を計上しております。



2 款の保険給付費については、過去 6 年間の平均伸び率と県の試算数値をもとに算出しております。一般被保険者療養給付費では 5 億 906 万 4,000 円を計上し、退職被保険者療養給付費では 4,168 万 4,000 円を見込んでおります。

19 ページ、2 項高額療養費では、一般被保険者高額療養費を 7,006 万 8,000 円、退職者被保険者高額療養費を 1,100 万円見込んでおります。

21 ページ、4 項出産育児諸費では 5 人分、5 項葬祭費は、新斎場供用開始に伴う使用料の改定による支給額の見直しを図り、105 万円を計上しております。

3 款後期高齢者支援金では、後期高齢者医療制度に対する保険金の分担金となります。

22 ページをごらんください。

4 款前期高齢者納付金は、前期高齢者財政調整制度への納付金を計上し、23 ページ、5 款老人保健拠出金で、老人保健制度の精算分に係る事務費拠出金を計上しております。

6 款、介護給付費地域支援事業支援納付では 4,177 万 8,000 円を、また、7 款共同事業拠出金は、総額で 2 億 780 万円を見込んでおります。

24 ページをごらんください。

8 款保健事業費では、1 項特定健康診査事業費で 1,082 万 3,000 円を計上しております。主なものとして、臨時職員賃金と特定健診委託料であり、受診率の向上に努め、健康増進と医療費の削減につなげていきたいと考えております。

25 ページをお願いいたします。

2 項保健事業費では、459 万 4,000 円を見込んでおります。主なものとして、人間ドック補助金を計上しております。

26 ページ、10 款諸支出金は、前年度と同額を計上しており、11 款予備費で調整しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 19 号 平成 28 年度立科町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

歳入歳出の総額を、それぞれ 7,179 万 5,000 円とするものであり、前年比 229 万 5,000 円、前年比 3.3% 増による予算となっております。

それでは、5 ページをお願いいたします。

歳入より主な内容につきましてご説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料であります。被保険者数 1,340 人と見込み、1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料で、計 4,374 万 2,000 円と見込みました。

4 款繰入金 1 項一般会計繰入金では、1 目事務費繰入金は、保険証送付、また保険

料徴収に係る事務的経費、2目保険基盤安定繰入金に所得に応じた保険料の軽減分に係る繰入金を一般会計からの繰入金として、合計で2,799万5,000円を見込みました。

6ページをお願いいたします。

5款繰越金は5万2,000円を計上しております。

6款諸収入につきましては、前年度と同額を見込んでおります。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出であります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は87万7,000円、こちらは保険証送付料などの経常的な事務経費が主となりますが、システムの電算委託料負担金を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者より徴収しました保険料と、一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金を県の広域連合に納付するもので、7,054万7,000円を見込んでおります。

3款諸支出金は、昨年と同額の5万円、所得構成などに係る保険料の還付金として計上いたしました。

10ページ、4款予備費で調整をしてあります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号 平成28年度立科町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

歳入歳出総額を8億4,957万3,000円とするものであり、前年比3,957万3,000円、4.9%増の予算となります。

歳入より申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款保険料であります。特別徴収対象者2,300人、普通徴収対象者200人を見込み、保険料階層区分により算出をし、前年比240万1,000円増の1億5,776万9,000円を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。

4款国庫支出金1目現年度分国庫負担金では、居宅介護給付費及び施設介護給付費総額に対し、国の負担割合に基づき、1億4,421万4,000円を計上いたしました。

2項国庫補助金1目調整交付金では、介護給付費総額に対する国の負担割合に基づき、5,915万4,000円を計上、2目地域支援事業交付金では、地域支援事業に要する費用に対する負担割合に基づき、769万3,000円を計上いたしました。

5款支払基金交付金1目介護給付費交付金では、国庫負担金と同様に、介護給付費総額に対する負担割合に基づき、2億2,658万6,000円、10ページをお願いいたします。2目地域支援事業交付金では、介護予防事業に要する経費に対する負担割合に基づき、264万6,000円を計上しております。

6 款県支出金 1 目介護給付費負担金及び 2 目地域支援事業交付金につきましても、国の負担割合に基づき、合計で 1 億 2,263 万 2,000 円を計上いたしました。

11 ページをお願いいたします。

10 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金及び 3 目地域支援事業繰入金につきましても、国の負担割合に基づき算出、戻りまして、2 目 2 節事務費等繰入金につきましても、介護給付費以外にかかわる事務的な経費に係る繰入金、合計で 1 億 1,651 万 4,000 円を計上いたしました。

2 項基金繰入金で、1 項介護給付費準備基金繰入金 700 万円、13 ページ、3 項地域支援事業利用者負担金は 220 万 8,000 円を計上いたしました。

14 ページ、歳出をお願いいたします。

1 款総務費 1 目一般管理費は、介護保険の事務的経費で、主に 13 節の電算委託料であり、介護保険システムの電算委託料であります。

2 項徴収費では、保険料徴収に係る経費が主なものであり、33 万 1,000 円を計上いたしました。

次に、15 ページ、3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費は、佐久広域連合認定審査会への負担金となります。2 目調定調査費は、調定調査に係る経費で、12 節役務費の主治医意見書作成料が主なもので、合計で 749 万 1,000 円を計上いたしました。

16 ページをお願いいたします。

地域包括支援センター費は、主に電算委託料であり、80 万 4,000 円を計上、なお、18 節備品購入費につきましても、地域内の病院、訪問看護ステーション、薬局、介護事業所等が患者の情報を共有し、在宅医療、介護の地域ケア推進に係る情報端末の購入費として計上いたしました。

2 款保険給付費 1 項介護サービス費諸費では、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス費、居宅介護サービス計画費で、それぞれ前年度実績見込みに対して、4.2% 増による予算とし、合計で 7 億 1,842 万 2,000 円を計上いたしました。

18 ページをお願いいたします。

2 項介護予防サービス給付費では、前年実績見込みの 4.5% 増を見込み、合計で 3,855 万 8,000 円を計上いたしました。

3 項その他諸費は、介護給付費に係る審査支払い手数料で、前年度同額を計上しております。

19 ページをお願いいたします。

4 項高額介護サービス費では、1,602 万 7,000 円を計上いたしました。

20 ページをお願いいたします。

5 項特定入所者介護サービス費は、主に施設入所されている低所得者に対する食費、居住費に係る補足給付費として、3,321 万 2,000 円を計上いたしました。

21 ページ、6 項高額医療合算介護サービス費は 221 万円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費1項介護予防事業費1目介護予防二次予防施策事業では、介護予防事業に係る経費として838万6,000円を計上いたしました。主なものは13節委託料であり、通所型介護予防事業を委託するものであります。

2目介護予防一次予防施策事業では、8節報償費が主なもので、健康講座等に係る講師謝金を計上し、合計で174万6,000円を計上いたしました。

23ページから25ページになりますが、2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費では、地域包括支援センター主任介護支援専門員の人件費が主なものです。

2目任意事業費では、13節委託料の家庭介護者交流事業配食サービス事業が主なもので、3目在宅医療・介護連携推進事業は、小諸北佐久の医師会と連携をし、医療機関、事業者をつなぐ在宅医療・介護連携システムの運営に係る負担金を計上しております。

4目生活支援体制整備事業では、介護予防総合事業移行に向けた協議体の開催及び支援コーディネーター設置に係る経費を計上し、合計で1,519万1,000円を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。

5款基金積立金は、基金利子収入13万2,000円を計上いたしました。

6款予備費で調整し、7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、還付金を見込んだものであり、前年度同額を計上しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（土屋春江君）** ここで、暫時休憩とします。

再開は2時45分からです。

（午後2時34分 休憩）

（午後2時45分 再開）

**議長（土屋春江君）** 休憩前に戻り、議事を再開いたします。

◎日程第24 議案第21号～日程第28 議案第25号

**議長（土屋春江君）** 日程第24 議案第21号 平成28年度立科町住宅改修資金特別会計予算についてから、日程第28 議案第25号 平成28年度立科町水道事業会計予算についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 議案第21号 平成28年度立科町住宅改修資金特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ217万5,000円と定めます。

4 ページをごらんください。

歳入でございますが、2款県支出金1目住宅費県補助金5万8,000円は、貸付事業の償還推進に対する補助金でございます。

3款財産収入1目利子及び配当は、基金利子6,000円の計上でございます。

5款繰越金1目繰越金は、1,000円の頭出しとなっております。

6款諸収入1目住宅新築資金等貸付金収入は、現年度分対象5名でございますが131万円、過年度分対象7名80万円となっております。

次に、歳出でございますが、6ページをごらんください。

1款土木費1目一般管理費では、職員給料と消耗品が主なものとなっております。

2款公債費では、1目長期債元金償還金60万6,000円、2目長期債利子償還金8万6,000円でございます。

7ページ、3款予備費につきましては、1,000円の計上でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 平成28年度立科町下水道事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,946万1,000円と定めます。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、4ページの第2表債務負担行為によります。事項は、公営企業会計移行業務委託料でございます。期間は平成29年度、限度額については2,241万円とします。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、同じく4ページの第3表地方債によります。起債の目的は、地方公営企業法非適用事業でございます。限度額は2,550万円、利率は4%以内といたします。

6 ページをごらんください。

歳入のうち、1款分担金及び負担金1項分担金は、新規加入並びに工事費の分担金で、一般下水道事業と茂田井下水道事業、それぞれ112万3,000円、各1件分を計上してございます。

2項負担金は、川西衛生施設組合からの茂田井地区管理負担金が1,669万4,000円、町道平林真蒲線改良工事に伴う山部牛鹿地区負担金が547万3,000円でございます。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料は、各処理区の使用料で 1 億2,974万7,000円と滞納繰越分 2 万円の計上でございます。

7 ページをごらんください。

3 款国庫支出金の 1 目下水道費国庫補助金では、立科浄化管理センター長寿命化計画調査のための社会資本整備総合交付金960万円と、2 目衛生費国庫補助金では、合併処理浄化槽整備のための循環型社会形成交付金22万1,000円となっております。

8 ページをごらんください。

4 款県支出金ですが、合併処理浄化槽整備事業補助金22万1,000円でございます。

5 款繰入金は、一般会計からの繰入金で総額 2 億7,873万5,000円となっております。

6 款繰越金は、前年度繰越金で100万円を計上しました。

9 ページをごらんください。

8 款町債は、公営企業会計適用債2,550万円でございます。

次に、歳出ですが、10ページをごらんください。

1 款下水道費の 1 目下水道等管理費 1 億5,247万1,000円は、立科特管及び農業集落排水 4 地区の管理経費でございます。

経常的経費が主なものですけれども、13節委託料7,053万3,000円のうち、立科浄化センターの長寿命化計画調査業務に1,040万円、同じく耐震診断調査業務に880万円、公営企業会計移行業務に2,559万6,000円を計上してございます。

15節工事請負費1,427万5,000円のうち、立科浄化管理センターの設備オーバーホール工事ほかに604万8,000円、農業集落排水処理場 4 施設の設備オーバーホール工事に329万4,000円、町道平林真蒲線管路工事に493万3,000円を計上してございます。

15ページをごらんください。

2 目コミプラ等管理費は、藤沢処理場と中尾美上下地区の合併処理浄化槽に係る経費でございますが、こちらも経常的経費が主なものでございます。

15節工事請負費は、藤沢処理場の上澄み水排出装置のパワーシリンダー交換工事172万8,000円を計上してございます。

16ページをごらんください。

3 目茂田井地区管理費でございますが、こちらも経常的経費が主なものです。

15節工事請負費は、茂田井浄化センターの攪拌機オーバーホール工事に108万円、マンホールポンプ用水位の更新工事に97万2,000円を計上してございます。

18ページをごらんください。

2 項下水道事業費ですが、1 目下水道等事業費1,024万8,000円では、新たな加入申請があった場合に迅速な対応ができるよう、設計管理委託料37万8,000円と管路延長工事費486万円の計上、合併処理浄化槽設置整備補助金として、一般家庭用 2 基分100万円、唐松平地区営業施設用 1 基分400万円を計上してございます。

2 目茂田井下水道事業経費523万8,000円についても、新たな加入申請があった場合

に迅速な対応ができるよう、設計管理委託料と管路延長工事費の計上でございます。

19ページをごらんください。

2 款公債費でございますが、償還金元金分が 1 億9,754万9,000円、利子分が5,875万円の計上でございます。

20ページをごらんください。

3 款予備費は、100万円の計上でございます。

21ページ以降につきましては、職員の給与費の明細、手当等の内訳、最終ページの27ページは、地方債現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ごらんください。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 平成28年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,517万6,000円と定めます。

5 ページをごらんください。

歳入ですが、2 款使用料及び手数料の下水道使用料は、滞納繰越分を合わせて4,386万7,000円でございます。

6 ページをごらんください。

3 款財産収入は、積立金利子として100万5,000円を計上してございます。

5 款繰越金は、30万円を計上しました。

次に、歳出でございますが、8 ページをごらんください。

1 款衛生費 1 目下水道管理費3,903万8,000円は、経常的経費が主なものです。

15節工事請負費では、各種設備機器の交換及び修繕の工事費として572万4,000円を計上してございます。

25節積立金では、緊急修理積立金に400万、減価償却積立金に614万1,240円、基金利子積立金に100万6,000円を計上してございます。

9 ページをごらんください。

2 款予備費としまして、613万8,000円を計上しました。

以上、ご説明申し上げますが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 平成28年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,983万1,000円と定めます。

4 ページをごらんください。

歳入ですが、2款使用料及び手数料の下水道使用料は、4,450万円を計上してございます。

5ページをごらんください。

4款繰入金は、一般会計繰入金3,532万7,000円を計上してございます。

次に、歳出ですが、6ページをごらんください。

1款下水道費1目下水道等管理費では、19節負担金補助及び交付金7,690万1,000円のうち、諏訪湖流域下水道負担金として3,148万1,000円を、白樺湖下水道組合負担金として4,536万円を計上してございます。

2款予備費といたしまして、100万円を計上いたしました。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 平成28年度立科町水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

第2条、業務の予定量は、次の表のとおりといたします。

上水道及び簡易水道について、給水件数、年間給水量、日平均給水量の予定数値を示してございます。

右欄は、28年度に予定をしております主な建設改良事業でございます。こちらの内容につきましては、予算書の中でご説明をさせていただきます。

2ページをごらんください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。

収入ですが、第41款水道事業収益3億34万8,000円については、第1項営業収益を2億4,922万2,000円、第2項営業外収益を5,107万6,000円、第3項特別利益を5万円といたします。

支出ですが、第51款水道事業費用3億34万8,000円については、第1項営業費用を2億4,989万1,000円、第2項営業外費用を3,166万1,000円、第3項特別損失を40万円、第4項予備費を1,839万6,000円といたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億794万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものといたします。

収入ですが、第61款資本的収入1,401万9,000円については、第6項負担金といたします。

支出ですが、第71款資本的支出1億2,196万4,000円については、第1項建設改良費5,604万1,000円、第2項企業債償還金6,592万3,000円といたします。

3ページをごらんください。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費を職員給与費2,273万1,000円と



いたします。

第6条、棚卸資産の購入限度額は1,100万円とし、第7条、一時借入金の限度額は2,000万といたします。

4ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、41款水道事業収益の1項営業収益1目給水収益は、上水道分、八重原への分水分、簡易水道分等の使用料で、合計2億4,378万8,000円といたします。

2目受託工事収益121万4,000円は、消火栓工事代でございます。

3目他会計負担金320万8,000円は、消火栓維持に伴う負担金、下水道使用料算定のための自動検針及び料金システムに関する負担金、深久保代替用水ポンプ電気料の負担金でございます。

4目負担金35万8,000円は、佐久市からの消火栓の維持管理分、それと東御市からの負担金となっております。

5目その他営業収益65万4,000円は、材料売却収益と手数料でございます。

2項営業外収益ですが、1目受取利息及び配当金は、預金利息分として80万円、2目他会計補助金806万6,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

5ページをごらんください。

4目長期前受金戻入4,081万4,000円でございますが、平成26年度からの会計制度の見直しに伴い、補助金等に相当する減価償却見合い分を順次収益化するために、営業外収益に計上したものでございます。

6目雑収益139万6,000円は、新規加入分担金と督促手数料でございます。

3項特別利益でございますが、2目過年度損益修正益で電気料金の概算払いによる精算金となっております。

6ページをごらんください。

続いて、支出でございますが、51款水道事業費用1項営業費用のうち、1目原水及び浄水費では、15節委託料で水質検査等の委託料245万円と、26節負担金で立科土地改良区への代替用水負担金692万円が主なものでございます。

2目配水及び給水費では、職員の給料、手当、経常的経費のほか、7ページ、15節委託料358万3,000円では、管路管理図GIS地理情報システムの保守管理、潜水土による夢の平配水池の清掃、施設草刈りの計上でございます。

18節修繕費1,338万7,000円では、量水器取りかえ費用、本管修理代、権現山配水池の修繕費等を計上してございます。

24節材料費75万1,000円は、交換用送信機等が主なものでございます。

8ページをごらんください。

3目受託工事費71万1,000円は、消火栓工事に係る委託料と工事請負費でございます。

4目総経費につきましては、職員の給料、手当と経常的経費が主なものでございます。

9ページをごらんください。

5目減価償却費は、有形固定資産減価償却費として1億6,346万2,000円の計上でございます。

6目資産減耗費は、配水管の布設替えや量水器交換により除去をする固定資産額383万9,000円ほかの計上となっております。

10ページをごらんください。

2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費に2,009万7,000円、2目消費税及び地方消費税に1,100万円を計上いたしました。

3項特別損失では、4目過年度損益修正損として、40万円を計上いたしました。

4項予備費として、1,839万6,000円を計上いたしました。

11ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございますが、61款資本的収入の6項負担金1,401万9,000円は、町道平林真蒲線の改良工事に伴う本管布設替えの負担金でございます。

次に、支出でございますが、71款資本的支出1項建設改良費のうち、2目配水施設改良費4,782万3,000円は、中原大深山線と平林真蒲線の配水管布設替工事、南平配水池と夢の平配水池等への耐雷装置設置工事、これらの費用を計上いたしました。

3目営業設備費821万8,000円は、量水器の交換費用等を計上いたしました。

2項企業債償還金1目企業債償還金では、6,592万3,000円を計上いたしました。

12ページは、平成28年度立科町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

13ページは、平成27年度立科町水道事業予定損益計算書でございます。

14、15ページは、平成27年度予定貸借対照表、16、17ページは、平成28年度の予定貸借対照表でございます。

18ページ以降につきましては、職員の給与費明細並びに手当の状況でございます。

24、25ページは、平成28年度水道事業会計の指針ともいべき注記表となっておりますので、ごらんをお願いいたします。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第29 議案第26号

**議長（土屋春江君）** 日程第29 議案第26号 平成28年度立科町索道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井観光課長、登壇の上、願います。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

観光課長（今井一行君） 議案第26号 平成28年度立科町索道事業特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

第2条、業務の予定量としまして、夏山営業は、4月29日から10月30日までの185日間、冬山営業は、12月15日から3月31日までの107日間を予定しております。

主な建設改良事業としましては、南平クワッドリフトのサイリスタ及び握索機の更新、スノーマシン、スノーモービルの購入、観光センターの屋根及び高圧受電設備の修繕を予定しております。

2 ページをお開きください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入は、営業収益4億771万7,000円、営業外収益1億3,028万3,000円を見込みまして、索道事業収益として4億2,100万円、支出は、営業費用4億91万5,000円、営業外費用800万円、予備費として1,208万5,000円を見込みまして、索道事業費用として4億2,100万円を計上してございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。

収入はございません。

支出は、第1項建設改良費として8,400万4,000円を計上してございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,400万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,778万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額622万3,000円で補填いたします。

3 ページ、第5条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費2,453万5,000円でございます。

第7条、他会計からの負担金は、白樺高原観光センターの観光一般に係る経費分1,208万3,000円でございます。

第8条、重要な資産の取得及び処分でございますが、索道設備として、南平クワッドリフトのサイリスタ及び握索機、自走式スノーマシン2台の購入、スノーモービルの更新により処分及び取得するものでございます。

4 ページをお開きください。

実施計画収益的収入及び支出でございます。こちらは税込み表示でございます。

第1項営業収益の第1目リフト営業収益第1節索道利用料3億9,501万7,000円、2目リフト外営業収益1節リフト外利用料230万円、3目自然園営業収益は、1節自然園利用料890万円、2節物販収益は141万円を見込みました。

第2項営業外収益は、1,328万3,000円を見込んでございます。1目受取利息として100万円、2目他会計負担金として1,208万3,000円、3目雑収益として20万円でございます。

5 ページをお開きください。

索道事業費用でございます。索道事業費用総額は4億2,100万円、前年比1,900万円の減でございます。

第1項営業費用第1目リフト営業費用は、1億6,516万3,000円を計上いたしました。前年比506万円の減でございます。

8 ページ、第2目降雪圧雪費用は、8,543万6,000円を計上いたしました。前年比706万1,000円の減でございます。

3目自然園営業費用は、802万2,000円を計上いたしました。前年比104万2,000円の減でございます。

9 ページをお願いいたします。

4目観光センター施設費用は898万8,000円、前年比283万9,000円の減でございます。

10ページ、5目減価償却費は、1億1,462万6,000円でございます。定額法での減価償却費でございます。

6目資産減耗費は、固定資産の除却費としまして、850万円を計上してございます。

2項営業外費用は、消費税及び地方消費税で800万円を計上してございます。

3項予備費として、1,208万5,000円を計上しました。

11ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。こちらは税込みでございます。

第1項建設改良費第1目リフト整備費で6,480万円を計上いたしました。リフトの安全運行のための整備費用でございます。

3目固定資産購入費としまして、しらかば2 in 1 スキー場への自走式のスノーマシンの追加購入、白樺高原国際スキー場のパトロール用のスノーモービルの更新費用でございます。

4目観光センター整備費は、屋根の修繕費用、高圧受電設備の修繕費用でございます。

12ページをお願いいたします。

12ページは、平成28年度の立科町索道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

こちらのページからは税抜きでございます。

28年度末の資金残高は、5,727万1,000円を見込んでおります。

13ページは、27年度の予定損益計算書でございます。

14ページは、平成27年度予定貸借対照表、15ページは、平成28年度の予定貸借対照表でございます。

16ページから21ページまでは、給与費明細書でございます。

22ページでございますが、注記でございまして、重要な会計方針を説明しております。固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税の会計処理方法等でございますが、平成27年度と変更点はございません。

23ページでございます。

報告セグメントは、白樺高原国際スキー場、しらかば2 in 1 スキー場、御泉水自然園、白樺高原総合観光センターの4つといたします。

大変厳しい経営状況でございますけれども、経営努力を進めまして効率的な運営を図ってまいりたいと思います。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

◎日程第30 予算特別委員会設置について

**議長（土屋春江君）** 日程第30 予算特別委員会設置についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号から議案第26号までは、いずれも平成28年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第26号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長において、1番議員、今井英昭君、2番議員、森澤文王君、3番議員、今井清君、4番議員、村田桂子君、5番議員、両角正芳君、6番議員、村松浩喜君、7番議員、榎本真弓君、8番議員、森本信明君、9番議員、西藤 努君、10番議員、滝沢寿美雄君、11番議員、田中三江君、以上11名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました11名の議員を予算特別委員会の委員に選任することに異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました11名の議員は、予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この後、予算特別委員会の正副委員長の互選をお願いします。

委員会条例第9条の規定により、委員会の招集日時は、本日ただいまからしたいと思いますので、場所は、第1委員会室に参集願います。

本日は、これで散会といたします。ご苦労さまでございました。

なお、予算特別委員会終了後、議会だより編集委員会を開催いたしますので、委員は、同じところで、同じ委員会室で行いますので、よろしく願います。

（午後3時27分 散会）